

健水発0428第1号
食安監発0428第1号
平成23年4月28日

(別記1) 衛生主管部(局)長 殿
(別記2) 水道行政担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

関係都県における食品・水道水中の放射性物質に関する
検査計画の策定・実施状況について

食品・水道水中の放射性物質に関する検査の実施については、関係都県における格別の御尽力に対し、改めて御礼を申し上げます。

さて、食品・水道水中の放射性物質については、4月4日、食品の出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除の考え方が原子力災害対策本部の対応方針として示されたことを受けて、「農畜水産物等の放射性物質検査について」

(平成23年4月4日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)をもって、各都道府県等に対し、食品に係る検査計画の考え方を示して適切な対応を要請するとともに、「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について」(平成23年4月4日付け健水発0404第3号及び第4号厚生労働省健康局水道課長通知)をもって、都道府県及び水道事業者等に対し、水道水に係るモニタリングの方針を示して適切な対応を要請してまいりました。

これらを踏まえ、先般、「食品中の放射性物質に関する検査計画の策定及び実施の状況の公表について」(平成23年4月19日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)及び「水道水中の放射性物質のモニタリングについて」(平成23年4月5日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡)をもって、食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況に関する報告を関係都県に要請したところです。

今般、国民に対する適切な情報の提供を確保する観点から、関係都県におけ

る食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、下記のとおり、関係都県の報告を厚生労働省で取りまとめましたので、お知らせいたします。

関係都県におかれては、今後とも、必要な検査体制を確保しつつ、検査計画を適切に策定して検査を着実に実施することにより、国民の健康の保護を図るとともに、いわゆる風評被害の防止に資するよう、改めてお願い申し上げます。

なお、厚生労働省においては、関係府省の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築していることを申し添えます。

記

1 食品

- (1) 関係都県における食品中の放射性物質に関する検査計画の策定状況について、都県別に内容を整理したところ、別紙1のとおりである。
- (2) 関係都県における食品中の放射性物質に関する検査の実施状況について、都県別に食品が生産される市町村の単位で整理したところ、別紙2のとおりである。

2 水道水

- (1) 関係都県における水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定状況について、都県別に内容を整理したところ、別紙3のとおりである。
- (2) 関係都県における水道水中の放射性物質に関する検査の実施状況について、市町村の単位で整理したところ、別紙4のとおり、被災等で検査を実施することが困難である福島県浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町並びに宮城県南三陸町を除くすべての市町村において、検査が実施されている。

(別記1)

宮城県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
新潟県
長野県

(別記2)

宮城県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県